

学校給食費の公会計化について

1 制度制定の背景と必要性

学校給食費は、学校給食法（※第11条）に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとなっています。

現在、本市の学校給食費は、小学校・特別支援学校で、口座振替若しくは現金で集金されたものを集計・管理し、食材業者へ直接支払する「私会計」方式としていますが、以下のような課題があります。

- （1）学校給食費の集金、食材の購入、支払いは各学校で行っているが、法的に管理者が明確でないこと。
- （2）教職員が毎月集金・集計、食材費の支出管理及び未納者へ対する督促業務を行っており、当該業務が負担となっていることで、教育活動に充てる時間の確保が図れないこと。
- （3）現金での集金は、安全管理上の課題があること。
- （4）未納金の状況により、食材業者への支払いが遅延すること。

以上のことから、現在の学校給食費の集金・管理方法を見直し、市の予算に計上して管理・運用を行う「公会計」方式に移行するものです。

※ 学校給食法

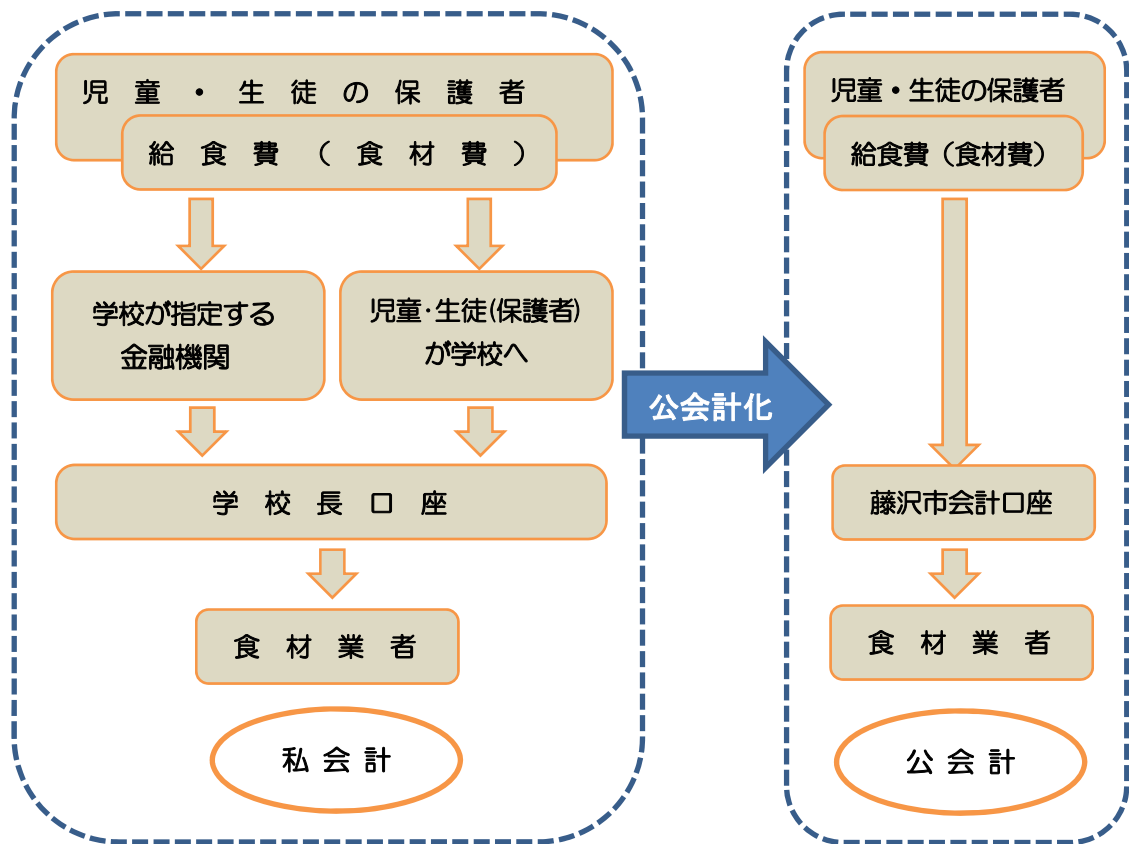
第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

→ 光熱水費などの調理施設の維持管理費、調理員等の人件費は市の負担

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

→ 学校給食費（食材費）は保護者の負担

2 公会計のイメージ図



3 公会計化の目的

- (1) 透明性、公平性の向上（コンプライアンスの確保）
学校給食費を市の予算に位置づけ、予算、決算、監査等、市の会計ルールに基づいた管理・運用を行う。
- (2) 教育時間の確保
教職員の学校給食費の集金、管理及び支払いに係る負担を軽減し、教育時間の確保を図る。
- (3) 安全性の向上
学校での現金收受をなくし、安全性を確保する。
- (4) 利便性の向上
現在、学校指定の金融機関のみで行っている口座振替を、市の指定金融機関等から選択できるようにし、保護者の利便性の向上を図る。
- (5) 業者への速やかな支払
市契約規則に則った執行管理により、食材費の支払いを遅滞なく行う。

4 学校給食費の額・納付方法

(1) 毎月の学校給食費の額は、現行額と同額とする。

区 分	額
小学校	4,100円/月
白浜養護学校（小学部）	
白浜養護学校（中・高等部）	4,800円/月

(2) 納付方法

保護者が指定する預貯金口座からの自動口座振替又は市が発行する納付書による銀行窓口への納付とする。

※ 要保護世帯（生活保護受給世帯）については、代理納付により、受給者の口座ではなく、学校給食課長の口座に直接給食費を振り込む方式を勧奨する。

(3) 納付期限

4月及び8月を除く毎月の末日まで。

（4月分と5月分は5月末日、12月分は翌1月業務初日を納付期限とする。）

5 学校給食費の減額等

市は、やむを得ない事由により学校給食を受けることができない日が生じた場合は、その日数分の学校給食費を減額する。

また、市長が特に認めたときは、学校給食費を免除することができるものとする。

(1) 減額の例

①児童・生徒が転出等したとき。

②病気又は事故その他の理由により、連続して5日以上給食を受けない日があったとき。

③食物アレルギー等の事由で牛乳を飲むことができないとき。

(2) 免除の例

①災害等により、納付の資力を失ったとき。

②その他市長が特に認めたとき。

（例）準要保護世帯（就学援助費受給世帯）の給食費

6 今後の主なスケジュール（案）

平成26年度	9月	市議会に補正予算案を上程
	10月	パブリックコメントの実施
	11月	意見の反映 教育委員会定例会に条例案を上程
	12月	市議会に条例案を上程
平成27年度	4月	条例の施行・制度運用開始